

日本PFI・PPP協会 PPP協会 コンセッション税制特例で要望書

日本PFI・PPP協会(植田和男理事長)は、施設の所有権を移転せず、民間事業者にインフラの事業運営に関する権利(事業権)を長期にわたって付与する「コンセ

ッション方式」を導入するに当たって、税制上の特例措置を求める要望書を内閣府のPFI推進室に提出した。

とができるよう、民間に売却する「事業権」を無形却資産として認め、長期にわたる事業運営期間中の価値の消耗分(減価却分)を毎年、損金に算入できるように求めて

いる。

コンセッション方式の導入は政府の新成長戦略に盛り込まれ、今後、PFI法の改正や公物管理法の特例措置の設定が見込まれている。制度設計にもよるが、民間事業者が事業権を担保に資金調達をしたり、事業権をさらに第三者に譲渡したりすることが可能になる。

事業権を売却すれば行政に一時金が入る一方、民間側は一度に巨額の損失を抱えることになる。長期にわたる事業期間中、事業権の価値は毎年減耗することになり、カバーできるだけの利益を上げなければならぬ。

このため同協会では、税制改正に関する会員向けアンケートを9月に実施。多くの賛同を得て、コンセッション方式を導入するに当たっては「事業権」を無形却資産として認め、ハードの施設と同様に価値の消耗分を損金として扱い、事業期間中に償却できるように要望した。